

5/7
福村

5/7 聞き手憲法

4

日々の生活で、実は憲法と関わりがあること、意外と多い。二つあって憲法のどの部分と関係があるの？」と、福田は「幸福を追求する権利」の島田広弁護士に聞いてみた。

「アイドルで『お決まり』の『恋愛禁止』。恋愛が発覚すると騒がれますが、アイドルだからって『恋愛禁止』と縛ってもいいのですか？」
「人の心は縛れない」ので、

アイドル恋愛禁止？



ですから、恋愛そのものの禁止は許されませんが、アイドルとしてのイメージや社会的信用を損なう具体的な行為（例えば破廉恥な行為や不倫など）に限って禁止する契約



「また・ひさし」1998年弁護士登録。福井弁護士会憲法委員会委員長。一般民事を手がけつつ、医療事件、刑事再審事件、原発問題、消費者教育などに取り組む。幕末期に福井藩と幕府の政治改革に奔走し、共和制にも傾倒していた横井小楠が好き。

「勤労」。ヨーロッパのある国には「二ト罰金法」というのがあつてです。勤労しない「二ト」って罪なのですか？

「勤労の「義務」の法的な意味は、働けるのに自分の意思で働かない人に対しては、憲法第25条に基づく社会保障についてある程度制限することが許される、という点だけにあると理解されています。なお、いわゆる二トといわれる人の中には、働きたいのに職がない人、あるいはさまざまな障がい（本人が自覚していない場合もあります）のために働けない人がたくさんいます。こうした場合には、逆に個人の勤労権（第27条）や生存権（第25条）を保障するため支援を行うことが、国の憲法上の義務になります。」

幸福追求の権利保障

「自分らしく」あることにとつて大事なので、無制限に恋愛を禁じる内容の契約や職場の規則は、憲法第13条に反し、民法上も無効と考えられます。

（聞き手・彦辰則）